

○農林水産省告示第五百九十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣 齋藤 健

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
岩手県盛岡市 滝沢市	平成三十年七月一日
大分県大分市	平成三十年十月一日